

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 <u>平成 25 年 3 月 18 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 7 条（略）</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第 8 条 日本貿易保険がてん補すべき額は、前 2 条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額 <u>に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とし、この証券記載の輸出契約等の相手方ごとのてん補責任の限度額（以下「保険金支払限度額」という。）の範囲内とする。</u></p> <p>（以下、略）</p> <p><u>2</u> 保険金の支払については、原則として次の各号の順とする。</p> <p>一 第 3 条第 2 号又は第 3 号に係る保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には、決済期限が到来した順とし、決済期限が同日の場合は当該債権の額が大きい順とする。）</p> <p>二 第 3 条第 1 号の保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には当該債権に係る輸出契約等の締結の日の順とする。）</p> <p><u>3</u> <u>前 2 項の規定により計算される支払うべき保険金の額が、</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革（略）</p> <p>第 1 条～第 7 条（略）</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第 8 条 日本貿易保険がてん補すべき額は、前 2 条の規定に基づき算出した損失額から次の各号に掲げる額を控除した残額 <u>を基礎として次項に基づき算出された額とする。ただし、この証券記載の輸出契約等の相手方ごとのてん補責任の限度額（以下「保険金支払限度額」という。）の範囲内とする。</u></p> <p>（以下、略）</p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>第 3 条第 1 号のてん補危険においては、前項に規定する残額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p>二 <u>第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険においては、前項に規定する残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。</u></p> <p><u>3</u> 保険金の支払については、原則として次の各号の順とする。</p> <p>一 第 3 条第 2 号又は第 3 号に係る保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には、決済期限が到来した順とし、決済期限が同日の場合は当該債権の額が大きい順とする。）</p> <p>二 第 3 条第 1 号の保険金の支払い（二以上の保険金支払いに係る債権がある場合には当該債権に係る輸出契約等の締結の日の順とする。）</p> <p><u>4</u> <u>前 3 項の規定により計算される支払うべき保険金の額が、</u> 保険金支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこ</p>	

保険金支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額（以下「支払可能額」という。）を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。

4 保険関係成立期間中に保険金支払限度額の増額が行われた場合は、保険金支払限度額を増額する前に保険関係が成立した輸出契約等（保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月の1日より前に締結した輸出契約等）についての保険金の支払は、保険金支払限度額の増額が行われる前の支払可能額の範囲内とし、保険金支払限度額の増額が行われた後に保険関係が成立した輸出契約等（保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月の1日以降に締結した輸出契約等）についての保険金の支払は、増額が行われた後の支払可能額の範囲内とする。ただし、支払い得る保険金の額は、増額後の保険金支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除した額）を上限とする。

5 この保険契約と被保険者及び証券記載の輸出契約等の相手方を同じくするこの約款に基づく別の保険契約が存在する場合には、日本貿易保険が支払う保険金の合計額は、この保険契約及び当該他の保険契約のそれぞれに係る証券記載の保険金支払限度額（保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額をいう。）のうちいずれか大きい額の範囲内とする。この場合の保険金支払の順序は、各保険契約を通じて**第2項**に定めるところによる。

第9条～第15条（略）

第16条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生の日から、原則として、45日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失発生通知」という。）しなければならない。

2 被保険者は、決済期限までに輸出契約等に基づく債務が履行されず、第4条第14号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、原則として、決済期限から45日以内にその

ととした保険金の額の合計を控除した額（以下「支払可能額」という。）を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。

5 保険関係成立期間中に保険金支払限度額の増額が行われた場合は、保険金支払限度額を増額する前に保険関係が成立した輸出契約等（保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月の1日より前に締結した輸出契約等）についての保険金の支払は、保険金支払限度額の増額が行われる前の支払可能額の範囲内とし、保険金支払限度額の増額が行われた後に保険関係が成立した輸出契約等（保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月の1日以降に締結した輸出契約等）についての保険金の支払は、増額が行われた後の支払可能額の範囲内とする。ただし、支払い得る保険金の額は、増額後の保険金支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除した額）を上限とする。

6 この保険契約と被保険者及び証券記載の輸出契約等の相手方を同じくするこの約款に基づく別の保険契約が存在する場合には、日本貿易保険が支払う保険金の合計額は、この保険契約及び当該他の保険契約のそれぞれに係る証券記載の保険金支払限度額（保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額をいう。）のうちいずれか大きい額の範囲内とする。この場合の保険金支払の順序は、各保険契約を通じて**第3項**に定めるところによる。

第9条～第15条（略）

第16条 被保険者は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生の日から、原則として、45日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失発生通知」という。）しなければならない。

2 被保険者は、決済期限までに輸出契約等に基づく債務が履行されず、第4条第14号の事由による損失を受けるおそれのある場合には、原則として、決済期限から45日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「危険発生通知」とい

旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「危険発生通知」という。）しなければならない。

- 3 前項の場合において、決済期限から3月を経過した日までに、第18条に規定する入金通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、代金等の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。
- 4 被保険者が損失発生通知又は危険発生通知をする場合、分割納付に係る保険料が未納であるときは、保険契約者は、日本貿易保険が定める期日までに当該保険料を納付しなければならない。
- 5 被保険者が、損失通知発生又は危険発生通知をすることを怠った場合、当該損失発生通知又は危険発生通知に係る輸出契約等の相手方と締結した輸出契約等について成立した保険関係は、第1項又は第2項に定める期間の末日の翌日にさかのぼって失効するものとする。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りでない。

第17条～第25条（略）

（他の保険契約等との関係）

第26条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第8条のてん補責任額は、第6条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に100分の90を乗じて得た額を限度とする。

第27条～第38条（略）

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

う。）しなければならない。

- 3 前項の場合において、決済期限から3月を経過した日までに、第18条に規定する入金通知がないときは、危険発生通知を損失発生通知とみなし、代金等の一部についての入金が通知されているときは、当該入金通知と危険発生通知をもって損失発生通知とみなす。
- 4 被保険者が損失発生通知又は危険発生通知をする場合、分割納付に係る保険料が未納であるときは、保険契約者は、日本貿易保険が定める期日までに当該保険料を納付しなければならない。
- 5 被保険者が、損失通知発生又は危険発生通知をすることを怠った場合、当該損失発生通知又は危険発生通知に係る輸出契約等の相手方と締結した輸出契約等について成立した保険関係は、第1項又は第2項に定める期間の末日の翌日にさかのぼって失効するものとする。

第17条～第25条（略）

（他の保険契約等との関係）

第26条 この約款に基づき保険関係が成立した輸出契約について、輸出手形保険が存在し、当該輸出手形保険契約に基づき、日本貿易保険が保険金を支払うべき場合には、この約款に基づく保険関係の第8条のてん補責任額は、第6条の損失額から当該輸出手形保険契約の保険金の額を控除した残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を限度とする。

第27条～第38条（略）